

自動運転インフラ検討会 設置規約

- 第1 名称
この検討会は、「自動運転インフラ検討会」（以下「検討会」という。）と称する。
- 第2 目的
検討会は、自動運転の実現を支援するため、自動運転に資する道路構造や路車協調システム、道路交通情報の収集・提供に関する体制やルール、情報通信インフラなど、インフラの在り方を検討することを目的に設置する。
- 第3 座長
検討会に座長を置く。
2 座長は、会務を総括し、検討会を代表する。
3 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。
- 第4 検討会の委員
検討会の委員は、委員名簿のとおりとする。
2 検討会の委員は、検討会の目的において必要と認められる場合、座長により追加できるものとする。
- 第5 委員等以外の出席者
座長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 第6 議事の公開
会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とすることができる。
- 第7 守秘義務
委員は、検討会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 第8 庶務
検討会の庶務は、国土交通省道路局道路交通管理課高度道路交通システム（ITS）推進室、警察庁交通局交通企画課自動運転企画室、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課新世代移動通信システム推進室において処理する。
- 第9 雑則
この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- 附則 この要領は、令和6年 月 日から施行する。